Ⅴ 参考資料

5.1 センター規則

富山大学生命科学先端研究センター規則

平成17年10月 1 日制定 平成19年 4 月 1 日改正 平成22年10月 1 日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条第2項の規定に基づき、富山大学生命科学 先端研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(目的)

第2条 センターは、動物実験、分子・構造解析、遺伝子実験及びアイソトープ実験に係る施設を 適切に管理し、動物資源開発、分子・構造解析、ゲノム機能解析及び放射線生物解析に関する技 術の利用を推進するとともに、地域や産業との連携を通じて、先端的な生命科学の研究及び教育 の発展に資することを目的とする。

(教育研究支援施設)

- **第3条** センターに,富山大学(以下「本学」という。)の教育研究活動を効率的に実施するため, 次に掲げる教育研究支援施設を置く。
 - (1) 動物実験施設
 - (2) 分子・構造解析施設
 - (3) 遺伝子実験施設
 - (4) アイソトープ実験施設
- 2 動物実験施設は、実験動物の飼育管理及び動物実験を用いた教育研究の推進・支援並びに動物 資源開発に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。
- 3 分子・構造解析施設は、各種分析機器の管理運用及び分子・構造解析を用いた教育研究の推進・ 支援並びに分子・構造解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を 図るものとする。
- 4 遺伝子実験施設は、遺伝子解析機器の管理運用及び遺伝子実験を用いた教育研究の推進・支援並びにゲノム機能解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。
- 5 アイソトープ実験施設は、放射線の安全管理及びアイソトープ実験を用いた教育研究の推進・ 支援並びに放射線生物解析に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を 図るものとする。

(職員)

- 第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 施設長
 - (4) 専任の教育職員
 - (5) その他必要な職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

- 第6条 副センター長は、センター長を補佐し、次に掲げるセンターの各担当業務を整理する。
 - (1) 動物実験に関すること。
 - (2) 分析機器に関すること。
 - (3) 遺伝子実験に関すること。
 - (4) 放射線管理に関すること。
- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副センター長の選考については、本学の教授のうちから、第9条に定める運営委員会の推薦に 基づき、学長が行う。

(施設長)

- 第7条 施設長は、センター長の指示により、第3条第1項各号の施設の業務を処理する。
- 2 施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の施設長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 施設長の選考については、本学の教育職員のうちから、第9条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

(専任の教育職員)

- 第8条 専任の教育職員は、第3条第1項各号に定めるいずれかの施設に所属し、センターの業務 に従事する。
- 2 専任の教育職員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- **第9条** センターに、センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、富山大学生命科学 先端研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究振興部研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後,最初に選考される副センター長の任期は,第6条第2項の規定にかかわらず, 平成21年3月31日までとする。
- 3 富山大学生命科学先端研究センター分野長選考規則は、廃止する。

附即

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行後,第7条第3項の規定により施設長が選考されるまでの間,同条同項の規定にかかわらず,各施設業務担当の副センター長が施設長の業務を行うものとする。
- 3 この規則施行後,最初に選考される施設長の任期は,第7条第2項の規定にかかわらず,平成 23年3月31日までとする。

- 5.2 運営委員会規則
- 5.2.1 生命科学先端研究センター運営委員会規則

富山大学生命科学先端研究センター運営委員会規則

平成17年10月1日制定 平成18年4月5日改正 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正 平成21年4月1日改正 平成22年10月1日改正 平成24年8月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第9条第2項の規定に基づき、富山 大学生命科学先端研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
 - (2) センター長、副センター長、施設長及び専任の教育職員の人事に関する事項
 - (3) センターの予算に関する事項
 - (4) その他センターの管理運営に関する必要な事項

(組織)

- 第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 施設長
 - (4) 大学院医学薬学研究部の各系から選出された教育職員 各2人
 - (5) 大学院理工学研究部の各系から選出された教育職員 各1人
 - (6) 和漢医薬学総合研究所から選出された教育職員 1人
 - (7) 附属病院から選出された教育職員 1人
- 2 前項第4号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第3号から第7号までの委員のうち教授以外の委員は、前条第2号の事項のうち専任の 教育職員の人事に関する事項の審議に加わることができない。

(委員長)

- 第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号の事項を審議する場合は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、3分の1以上の委員から開催の要請があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

(専門委員会)

- 第6条 運営委員会に、その審議事項の一部を審議するため、必要に応じて専門委員会を置き、当該専門委員会の議決をもって運営委員会の議決とすることができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、研究振興部研究協力グループにおいて処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター運営委員会 規程第3条第4号から第6号までに規定する委員であった者は、この規則第3条第4号から第6 号までに規定する委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日ま でとする。

附則

- 1 この規則は,平成18年4月5日から施行し,平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用日前に、医学部・大学院医学系研究科教授会及び薬学部教授会から選出された 委員であった者は、この規則第3条第4号及び第5号に規定する委員とみなし、その任期は、第 4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、大学院医学薬学研究部教授会の医学系教授部会及び薬学系教授部会並

びに和漢医薬学総合研究所教授会から選出された委員であった者は、この規則第3条第1項第4号、第5号及び第7号に規定する委員とみなし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、 平成23年3月31日までとする。

3 この規則施行後,最初に大学院理工学研究部の各系から選出される委員の任期は,第3条第2項の規定にかかわらず,平成23年3月31日までとする。

附則

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行日前に、大学院医学薬学研究部の医学系から選出された委員であった者のうち、 臨床講座の教育職員1人は、この規則第3条第1項第7号に規定する委員とみなし、その任期は、 第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規則施行日前に、大学院医学薬学研究部の各系、大学院理工学研究部の各系及び和漢医薬学総合研究所から選出された委員(前項に規定する委員は除く。)であった者は、この規則第3条第1項第4号、第5号及び第6号に規定する委員とみなし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

5.2.2 動物実験施設専門委員会要項

富山大学生命科学先端研究センター運営委員会動物実験施設専門委員会要項

平成24年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会規則第6条第2項の規定に基づき、生命科学先端研究センター動物実験施設(以下「施設」という。)の円滑な管理運営を図るため設置する富山大学生命科学先端研究センター運営委員会動物実験施設専門委員会(以下「施設専門委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

- 第2条 施設専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 施設の飼養保管施設及び実験室等の利用に関する事項
 - (2) 施設の利用経費に関する事項
 - (3) その他施設の管理運営に関する必要な事項

(組織)

- 第3条 施設専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長 (動物実験担当)
 - (3) 動物実験施設長
 - (4) 大学院医学薬学研究部の各系から選出された教育職員 各2人
 - (5) 大学院理工学研究部の各系から選出された教育職員 各1人
 - (6) 和漢医薬学総合研究所から選出された教育職員 1人
 - (7) 附属病院から選出された教育職員 1人
- 2 前項第4号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 施設専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、施設専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第5条 施設専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 施設専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は,第2条による審議結果等を取りまとめ,富山大学生命科学先端研究センター運営委員会へ報告する。

(事務)

第8条 施設専門委員会の事務は、研究振興部研究協力グループにおいて処理する。

附 記

- 1 この要項は、平成24年8月1日から実施する。
- 2 この要項実施後、最初に選出される第3条第1項第4号から第7号までに規定する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

- 5.3 利用規則
- 5.3.1 生命科学先端研究センター利用規則

富山大学生命科学先端研究センター利用規則

平成17年10月 1 日制定 平成19年 4 月 1 日改正 平成22年10月 1 日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第11条の規定に基づき、富山大学生 命科学先端研究センター(以下「センター」という。)の利用に際し、必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、研究及び教育並びにその他国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)の運営上必要と認めるものに限るものとする。

(利用の資格)

- 第3条 センターを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学の職員
 - (2) 本学の学生及び研究生等
 - (3) その他、生命科学先端研究センター長(以下「センター長」という。)が適当と認めた者
- 2 利用者で動物実験を行う場合は、国立大学法人富山大学動物実験取扱規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 3 利用者で遺伝子組換え生物等使用実験を行う場合は、国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物 等使用実験安全管理規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 4 利用者で放射性同位元素を使用する場合は、富山大学生命科学先端研究センター放射線障害予防規程に基づき、所定の手続きを経なければならない。

(利用の申請及び承認)

- **第4条** 利用者は、別に定めるところにより、センター長に利用の申請をしなければならない。
- 2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたとき、当該教育研究支援施設の施設長の同意 のもとにこれを承認するものとする。
- 3 センター長は、前項の承認に当たり、別に定める利用講習会の受講を義務づけることとする。

(変更の届出)

第5条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、 遅滞なくセンター長に届け出て、変更の承認を得なければならない。

(利用の停止)

第6条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用承認の取り消し、又は一定期間の利用を停止することができるものとする。

- (1) この規則に著しく違反したとき。
- (2) 利用内容が第4条の申請と異なるとき。
- (3) センターの運営に著しい支障を生じさせたとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により設備等を損傷させたとき、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(経費)

第8条 センターの利用に係る経費の負担については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

5.3.2 利用研究員取扱規則

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則

平成17年10月 1 日制定 平成19年 4 月 1 日改正 平成20年 6 月24日改正 平成22年10月 1 日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第11条の規定に基づき、富山大学生 命科学先端研究センター(以下「センター」という。)の施設及び設備を、地域の産業育成・理 科教育及び産業育成教育に貢献することを目的に、広く地域社会の企業・教員等に開放するため、 センター利用研究員の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「センター利用研究員」とは、国立大学法人富山大学(以下「本学」という。) 以外の場所において本務を有し、センター長の監督のもとにセンターの施設及び設備を利用し、 その成果を本人等の研究等に供する者をいう。

(資格)

第3条 センター利用研究員となることができる者は、学士の学位を有する者又はこれに準ずる者でなければならない。

(申請)

第4条 センター利用研究員は、センター長の承諾のもと、別紙様式により学長に申請するものとする。

(承認)

第5条 学長は、前条の申請があった場合、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議に基づき、承認する。

(利用の条件)

- 第6条 前条で承認されたセンター利用研究員は、次の事項を利用の条件とする。
 - (1) センター利用研究員がセンターの施設及び設備を利用する場合,本学の諸規則を遵守すること。
 - (2) センター利用研究員が本学において附属図書館又は他の学内共同利用施設を利用する場合, あらかじめ附属図書館長又は他の学内共同利用施設の長の許可を受けるものとする。
 - (3) センター利用研究員が故意又は重大な過失により本学の施設又は設備等を損傷した場合,本人又は本務先が,その損害に相当する費用を弁償するものとする。
 - (4) センター利用研究員が本学構内において受けた傷害又は損害に対しては、本学は一切その責を負わないものとする。

(利用料金)

- 第7条 利用料金は、センター利用基本料と利用者負担額とし、別表のとおりとする。
- 2 利用料金のうちセンター利用基本料は原則として前納とする。ただし、センター利用研究員の本務先が公的機関の場合は、センター利用基本料を免除とする。
- 3 センター利用により生じた利用者負担額については、後納とする。

(承認期間)

第8条 承認期間は、1年以内で、4月1日から翌年3月31日までの期間を超えないものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センター利用研究員に関し必要な事項は、運営委員会の議 を経て、センター長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター利用研究員 取扱規程に基づき承認されたセンター利用研究員については、この規則第5条に基づき承認され たものとみなす。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年6月24日から施行する。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

| 事項 | 利用料金 | 備考 | | |
|--------------|-----------------------------|-------------------------|--|--|
| センター利用基本料 | 65,000 円/人 | 申請期間に関わらず1回/年度 の支払い。 | | |
| 利用者負担額(使用料金) | センターが定めた使用料金に 基づいて算出した料金 | 利用後、利用料金の請求による。 | | |

平成 年 月 日

センター利用研究員申請書

国立大学法人富山大学長 殿

申 請 者 所属機関等名 所 在 地 代表者等氏名

(EJ)

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第4条の規定により申請します。 なお、申請者は、富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則を遵守します。

| ふ 氏 | ŋ | が | な 名 | | | | | | 男 | 見・女 | <i>"</i> | 弄 真 | |
|---|------------|-------|---------|-------|---|---|---|----|----|-----|----------|------------|--|
| 生年 | 月日 | (年的 | 静) | | 年 | 月 | | 日 | (| 歳) | | | |
| 現 | ſ | È | 所 | | | | | | | | | | |
| 勤務先における所属 部局・職名及び連絡先 | | | | <連絡先> | | | | | | | | | |
| 勤 | 務 先 l 務 | こおり | ナる 容 | | | | | | | | | | |
| 最終 | 学歴 | • 卒業 | 年月 | | | | | | | | | | |
| 学 | 仓 | 立 | 等 | | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 期 | 間 | 平成 | 年 | 月 | 日 | から | 平成 | 年 | 月 | 日まで | |
| 利 | 用 | 目 | 的 | | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 施 | 設 | | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 設 | 備 | | | | | | | | | | |
| 私は、別紙「富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第6条(利用の条件)」 を遵守します。 | | | | | | | | | | | | | |
| でほ | : 11 U J | · y o | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

上記の者のセンター利用研究員の申請を承諾します。

富山大学生命科学先端研究センター長

(EII)

※申請者が個人の場合等不要な字句は、二線で抹消してください。

5.3.3 受託分析試験等取扱要項

富山大学生命科学先端研究センター受託分析試験等取扱要項

平成22年11月10日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人富山大学受託研究取扱規則第14条の規定に基づき、富山大学生 命科学先端研究センター(以下「センター」という。)において受託する分析試験等(以下「試験等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(受託の原則)

第2条 試験等は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生じるおそれがない と認められる場合に限り、これを受託することができる。

(試験等の依頼)

第3条 試験等を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、別紙様式を生命科学先端研究センター長(以下「センター長」という。)に提出しなければならない。

(受入れの条件)

- 第4条 試験等の受入れの条件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 依頼者からの申し出により試験等を中止した場合でも、料金は返還しない。
 - (2) 次に掲げる依頼者の受ける損害に対しては、センターは一切その責任を負わない。
 - イ やむ得ない事由による試験等の中止等に伴う損害
 - ロ 試験等を行うために提出された試料等(以下「試料等」という。)の損害
 - ハ 試験等で得られたデータ等の利用に係る損害
 - (3) センター長が必要と認めたときは、試料等の再提出を求めることができる。
 - (4) 試料等の搬入及び搬出は、すべて依頼者が行うものとする。
 - (5) センター長が受入れできないと判断した試料等に係る試験等については、受入れをしないことができる。

(結果の報告)

第5条 試験等終了後、センター長は結果報告書により試験等の結果を依頼者に報告するものとする。

(秘密の保持等)

- 第6条 センター及び依頼者は、試験等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を相手方の 書面による同意なしに公開してはならない。
- 2 依頼者は、試験等で得られたデータを公表する場合、原則として国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)の名称を使用することはできない。ただし、センター長が本学の名称の使用を許可した場合はこの限りではない。
- 3 前2項の規定に反し、学外に公表したことで本学が受けた被害及び損害については、依頼者が すべて賠償するものとする。

(試験等の料金)

- **第7条** 試験等の料金は、別表のとおりとする。ただし、センター長が教育研究上極めて有意義であると認めた場合は、料金の全部又は一部を免除することができる。
- 2 試験等の料金は原則として前納とし、本学が発行する請求書により、納入しなければならない。 ただし、センター長が特別の事由があると認めた場合は、後納とすることができる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか,試験等に関し必要な事項は,富山大学生命科学先端研究センター運営委員会の議を経て,センター長が別に定める。

附則

この要項は、平成22年11月10日から実施する。

別表(第7条関係)

試験等の料金

| 機器等名 | 単位 | 料 金 (円) | 備考 |
|-----------------------|-----------|---------|--------|
| 元素分析装置 | 基本料金 | 13, 000 | |
| | 1 検体 | 6, 500 | |
| 磁場型質量分析装置 | 基本料金 | 13, 000 | |
| EI低分解能測定 | 1 検体 | 2,600 | |
| EI高分解能測定 | 1 検体 | 3, 640 | |
| FAB低分解能測定 | 1 検体 | 6, 500 | |
| FAB高分解能測定 | 1 検体 | 9, 100 | |
| 超伝導FT核磁気共鳴装置 | 基本料金 | 13, 000 | |
| ¹ H測定 | 1 検体 | 3, 900 | 調製済み試料 |
| ¹³ C測定 | 1 検体 | 7, 800 | 限定 |
| プロテインシーケンサー | 基本料金 | 13, 000 | |
| | 1サイクル | 2, 600 | |
| 飛行時間型質量分析装置 | 基本料金 | 13, 000 | |
| | 1 検体・1 条件 | 13, 000 | |
| DNAシーケンサー(1キャピラリタイプ) | 基本料金 | 13, 000 | |
| | 1 検体 | 650 | |
| DNAシーケンサー(16キャピラリタイプ) | 基本料金 | 13, 000 | |
| | 1ラン | 7, 800 | |
| ガンマ線スペクトルメータ | 基本料金 | 13, 000 | |
| | 1 検体 | 13, 000 | |

[※] 上記試験等で前処理や特殊測定等が必要な場合は、別途料金を定める。 料金は消費税を含む。

別紙様式

富山大学生命科学先端研究センター受託分析試験等依頼書 平成 年 月 日 富山大学生命科学先端研究センター長 殿 依頼者 郵便番号 住 所 機関名等 代表者等氏名 (EII) 電話番号 富山大学生命科学先端研究センター受託分析試験等取扱要項の内容を熟知の上、次の試験等を 依頼します。 試 料 等 名 数 量 試料等名及び数量 依頼事項 試験等に使用する機 器等名, 試料等に関す る情報をできる限り 簡潔に記載してくだ さい。 郵便番号 所 担当者氏名 書類送付先及び担当 者氏名 電話番号 FAX番号 電子メール 年 試験等実施希望日 年 相談希望 月 日 月 日 日 受付番号 試験等担当者 試験等料金合計(①+②) 円 【使用機器(試験等別種別):基本料金+(数量(件数)×単価)= 円】 ①別表料金表による 料 試験等の料金内訳 金内 ②相談等により設定 【積算等】 訳 した(その他特殊測 円 定等)料金内訳

※ 依頼者は太枠内を記入してください。

あとがき

富山大学生命科学先端研究センター年報第6号をお届けします。

この度、新大学発足時から要求し、当センターの最重点課題である「動物実験施設 I・II 期棟改修」の事業予算が国から措置されました。また、これと並行して、大学執行部及び各部局のご支援、ご理解により、学内経費にて同施設III・IV期棟の間に「中動物棟」を建設する運びとなりました。これに伴い、同施設の長年の課題である飼育環境に対応した動線の確保、及び利用者の研究活動に多大な支障をきたしている動物感染症の発生防止について、非常に効果的な対策を講じることが可能となります。各工事は8月下旬から開始され、中動物棟の新営は12月下旬、I・II 期棟の改修は翌年3月下旬に完了する予定です。利用者の皆様には、工事期間中の同施設の利用に際し、色々とご迷惑をお掛けすることになりますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、今回の「動物実験施設 I・Ⅲ期棟改修」は、センター改修Ⅲ期工事事業の I 期目と位置付けられており、Ⅲ期目として「アイソトープ実験施設改修」が控えております。同施設も動物実験施設と同様、建築から30年以上経過し、機能改善・耐震補強が必要不可欠な建物であることから、「アイソトープ実験施設改修」は法令に準拠した災害にも強い教育研究環境の実現と安全・安心の確保のため、早急に実施が必要な事業です。

このため、当センターの教育研究の推進・支援機能を高水準に維持するため、「アイソトープ実験施設改修」の早期事業化について、皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

 $(H \cdot H)$

富山大学生命科学先端研究センター年報 第6号

2012年9月1日 発行

編集・発行 富山大学生命科学先端研究センター

〒930-0194 富山県富山市杉谷2630番地

TEL 076-415-8806 (センター長室・センター事務室)

URL http://www.lsrc.u-toyama.ac.jp/index.htm

E-mail lsrc@cts.u-toyama.ac.jp